

リワードプログラム

ロッテホテルプリビレッジ会員約款

以下の事項はプリビレッジ会員に対するリワードプログラム及び特典に関するものです。全ての条項は、ロッテホテルの固有見解により会員を保護するために作られており、ロッテホテルからの文書での事前通知なしに変更される場合があります。

第1条概要

1. 本約款はロッテホテルのプリビレッジ会員に対するホテル利用リワードプログラム及び特典の付与に関するものであり、会員に対するサービスを提供するために作成したものです。
2. これはロッテホテルと会員間の契約関係とは見なさず、ロッテホテルも会員に対しこれに関連する契約上の義務を負いません。また、ロッテホテルの事前書面通知なしに変更、または代替されることがあります。
3. 本規約に使われるロッテホテルとはロッテホテル（ソウル、ワールド、済州、蔚山、釜山、モスクワ、グアム、ロッテレジェンドホテルサイゴン、ハノイ）、ロッテシティホテル（麻浦、金浦空港、済州、大田、九老、タシュケントパレス、錦糸町）、ロッテリゾート(扶余)や今後オープンするロッテホテルとさらにその従業員、雇用者などを総網羅したものとします。
4. 本規約に使われるロッテ免税店とは韓国にあるロッテ免税店（本店、ワールド、釜山、済州、仁川空港、仁川空港B、金浦空港、コエックス）さらにその従業員、雇用者などを相網羅したものとします。
5. 会員に対する特典および特典商品、ポイント制度に対する内容はロッテホテルが必要だと認めた場合これを変更することができ、今後変更内容を適切な方法で通知または告示できます。
6. すべてのプログラムに関する規則及び例外事項に対する解釈はロッテホテルの見解に依拠し、合理的に解釈します。
7. 本約款は国際慣例に照らし、大韓民国の法律に基づいて作られています。
8. このプログラムに対する申請及びメンバーシップ規則の中で、申請者及び会員の居住地の強行法規に反する部分がある場合、これに対してその該当会員に限り無効とします。

9. 本約款と関連し発生する訴訟の管轄は、ロッセホテルの所在地管轄裁判所とします。

第2条 会員入会及びカードの発行

1. 19歳以上の個人のみが会員として入会することができ、会員には一つの会員番号と一枚のカードが発行されます。但し、ホームページを通して加入した会員に対しては、ロッセホテルへの最初の訪問が成り立った後にカードが発行されます。このプログラムによって発生、提供されたポイント、特典、各種特典商品などは会員がこれを任意に処分できず、いかなる理由があっても他人への売買または、譲渡することができず、質権等その他担保の目的で提供することはできません。

2. 会員は一つ以上のメンバーシップを所有することはできません。

第3条 会員資格及び取り消し

1. 本プログラムは無料で利用することができ、プログラムが適用されるホテルを利用する会員に提供されます。

2. 会員は各種特典及び特別プログラム、累積ポイントをいつでもロッセホテルまで、お問い合わせにて知る権利があり、ロッセホテルは適切な方法によりプログラムの変更内容や有益なホテル情報及び会員の累積ポイントなどを会員に通知できます。郵便通知の場合、その紛失あるいは遅延による会員の不利益に対しては、ロッセホテルは責任を負わないものとします。

3. 住所及びその他の会員事項に変更がある場合は、会員はロッセホテルに通知する義務があり、未通知による会員の不利益については該当会員が甘受するものとします。

4. **会員資格は退会時まで有効であり、ポイントは積立時点から3年経過すると順次消滅します。**

5. 会員特典及びプリビレッジバウチャーの売買など、プログラムの規則や条項に違反する行為をした会員に対しては、ロッセホテルは会員資格を終了させることができます。また、法律、条例などに違反する犯罪行為をした会員の会員資格を中止することができます。

6. 第4項および第5項での会員資格の終了および中止とは、累積ポイントの喪失と各種特典及び特典商品の使用が取り消されることを意味します。

第4条ポイントの積立

1. 会員はプログラムの条件及び規則に従ってポイントを積み立てることができ、複数の番号でポイントを積み立てることはできません。一つの番号のポイントを他の番号のポイントと合算、交換することはできません。
2. ポイントは、ロッテホテル（ソウル、ワールド、済州、蔚山、釜山）、ロッテシティホテル（済州、タシュケントパレス）での客室及び飲食店舗利用の実績、ロッテシティホテル（麻浦、金浦空港、済州、大田、九老、錦糸町）ロッテレジエントホテルサイゴン、ロッテホテルグアム、ロッテホテルハノイ、ロッテ扶余リゾートでの客室利用実績に限り積立されます。（飲食を除く）ロッテホテルモスクワでの客室、飲食店舗利用および全ての費用のうち、客室にルームチャージされた金額が積立されます。ロッテ免税店や海外提携ホテル、その他の加盟店で利用した実績についてはポイントは加算されません。
3. ポイントの累積は会員本人がロッテホテルに直接（<-삭제）宿泊または、飲食店舗を利用して会員番号が提示された場合と精算時に会員本人が直接ロッテホテルに支払いを完了した部分に限ります。また、ポイント、バウチャー、商品券等を使って精算した場合はポイント累積から除外されます。
4. ポイントを積み立てるためには必ず会員として登録されなければならず、ロッテホテルでの宿泊または飲食店舗利用に対する支払い事実がなければなりません。会員として登録される以前の実績に対してはポイントを積み立てることができません。
5. 以下のような項目はポイントの付与対象から除外されます。
 - ① フィットネスセンター、トレビクラブなどロッテホテルでメンバーシップとして運営及び試行されている全ての特別プログラムの会員加入費及びカード購入金額
 - ② ホテルが直営していないシティホテルランドリー料、Pay TV 料、客室内 Mobile Phone 利用料、レンタカー、マッサージなど賃貸業所の利用金額
 - ③ フィットネスセンター、サウナ、スパ、カジノの利用金額
 - ④ 無料報奨パッケージ旅行券・無料宿泊及び飲食券等の外部提供のサービス金額、宴会場賃貸料等すべての宴会費用
 - ⑤ 旅行会社で販売するバウチャーとクーポン、航空会社乗務員及び旅行会社職員用特別価格
 - ⑥ 本人が支払わない金額、すなわち旅行会社、またはコンベンションなど団体に支払われる全ての費用(客室費用、飲食費用、その他)
 - ⑦ 本人でない他の宿泊客が利用した金額

6. 会員が宿泊した場合、同日最大3つの客室まで宿泊費用に対してポイントを積み立てることができます。(但し、全客室が会員名義で予約され、会員が客室に宿泊し、宿泊時に全客室金額を一つのBillで支払う場合)

7. 飲食店を利用し発生した費用のなかでポイントで積立される部分は飲食や飲み物を利用する金額に限り、その他の全ての金額は除外されます。

8. ポイントはロッテホテル利用時に発生した費用を精算時点でホテルのUS\$為替レートにて換算した客室売上額の5%、飲食売上額の1%が積み立てられ、モスクワホテルは客室にルームチャージされた金額に限りすべての費用の3%が積立される。為替レートはロッテホテル電算システム上の基本為替レートに従います。

9. ポイントは航空社マイレージとの重複積立はできません。

10. 提供されたポイントは財産として認定されず、交換や譲渡、販売は不可とします。ただし、累積ポイントは会員死亡し法的手続き慣例によって直系家族に限り相続及び権利の譲渡が可能です。

※ 証明書類：家族関係登録簿、死亡届

11. プログラム規則に違反して販売及び譲渡されたポイントは取り消されるか没収されます。

第5条ポイントの使用

1. ポイントの使用はロッテホテルおよびロッテ免税店をご利用の場合に使用可能です。客室および免税店のご利用は累積が100ポイント以上で、飲食をご利用の場合は累積が10ポイント以上で使用することができます。ロッテ免税店での購入時は一売場での決済金額が\$100以上の場合にポイントを使用できます。提携ホテルのご利用は累積100ポイント単位のバウチャーの発給を受けて使用できます。

2. ロッセホテルおよびロッテ免税店で使用する場合、申請書は必要なくポイントの使用有無を担当スタッフに知らせます。

3. 扶余リゾートと提携ホテルで使用する場合は\$100単位のプリビレッジバウチャーの発給を受けて使用します。プリビレッジバウチャー発行の申請フォーム、またはホームページを通して申請書を作成して発給を受けます。バウチャーの発行は申請受付後から約2週間が必要とされ、申請内容が不十分だったり処理が難しい場合には確認のために多少遅れることがあります。

4. プリビレッジバウチャーの申請時には、会員番号、会員名、使用者名、発行金額、使用予定日を明示しなければなりません。

5. バウチャーの有効期間は発行日から1年間です。

6. 有効期間内に未使用のバウチャーを「プリブレッジ事務所」まで提示すると、該当ポイントを本来の口座に還元して受け取ることができます。
7. 会員は事前に使用者を指定して申請、他人にプリブレッジバウチャーを譲渡することができ、プリブレッジバウチャーに明示された使用者以外は使用できません。また、プリブレッジバウチャー受領後に署名をして初めて使用が可能で、明示された使用場所だけで使用が可能です。使用場所が提携ホテルである場合、使用予定のホテルに会員が直接予約をしなければなりません。使用予定のホテルの予約に関するすべての事項においてロッセホテルは責任を負いません。
8. プリブレッジバウチャーの使用時にはプリブレッジバウチャーとともにバウチャーに明示された使用者であることを立証できる証明書を必ず提示しなければなりません。したがってプリブレッジバウチャー使用者の証明がなされない場合には使用することができません。
9. プリブレッジバウチャーは現金による交換、販売が認められず、万一このような方法で獲得されたバウチャーは不法と見なされ、その権利は喪失されます。
10. プリブレッジバウチャーの使用後に発生する残額は現金での払い戻しができず、ポイントで再付与されます。ただし、提携ホテル及びその他加盟店の場合はポイントにも再付与されません。
11. 国内ロッテ免税店でプリブレッジバウチャーを使用する場合、プリブレッジバウチャー1枚を異なった売り場に分けて精算することはできません。また、免税店で購入した品物を返品する場合は現金での払い戻しができず、ポイントで再付与されます。
12. 毀損、紛失、盗難されたプリブレッジバウチャーは再発行できず、郵便及びその他の配達サービス遂行時に発生した問題に対して、ロッセホテルは責任を負いません。
13. プリブレッジバウチャーを使用できるホテル及びその他の加盟店は、事前通知なしでいつでも変更されることがあります。
14. プリブレッジバウチャー及びバウチャーカバーに明記された手続き及び内容による権利行使が可能であり、規定を遵守しなければなりません。
15. 法により禁止あるいは制限される地域では、プリブレッジバウチャーの効力は喪失されます。

第6条 プリブレッジ会員特典

1. 会員はロッセホテルが会員のために別途用意した特典の提供を受けることができ、すべての特典内容と提供加盟店は事前通知なしに変更されることがあります。

2. ロッテホテルが会員のために用意した下記6条4項の①から⑤までの特典事項は、ロッテホテル宿泊中にのみ、その提供を受けられます。

3. プリビレッジ特典を提供を受けるためには、予約時に会員番号を必ず通知しなくてはならず、ホテルのチェックインあるいは加盟店利用時に会員カードを提示することはもちろん、特典内容に明記された遵守事項を履行しなければなりません。

4. 会員に提供されるロッテホテルの特典事項は以下のとおりです。

① 客室割引特典（重複割引不可）

ロッテホテル ソウル、ワールド、蔚山、釜山、モスクワ、グアム：宿泊料年中20%割引

ロッテホテル済州：宿泊料30%割引（月～木曜日）、20%割引（金～日曜日）

（但し、ハイシーズン7月14日～8月20日、12月21日～24日、12月29日～1月2日は除く）

ロッテ扶余リゾート：宿泊料20%割引 但しハイシーズン（7/19～8/24）は割引特典なし

ロッテシティホテル麻浦、金浦空港、済州、大田、九老、錦糸町（東京）、タシュケントパレス：宿泊料10%割引

② 会員の要請時、ホテルに備え付けの無料朝刊新聞をサービス（韓国語、英文）

③ 専用サウナ無料利用-ワールド、釜山ホテルに限る

④ ロッテホテルモスクワ ジム&スイミングプール無料

⑤ ロッテシティホテル麻浦、金浦空港 「ナル」レストラン利用時、10%割引（朝食を除く）

⑥ 扶余リゾートアクアガーデン&サウナは50%、レストラン（ボンディマスル）は10%割引提供（会員本人に限る）

⑦ ロッテワールドアドベンチャーフリーチケット20%割引提供(同伴3名まで優待)

⑧ ロッテ免税店5～10%割引提供（一部ブランドおよび一部品目は除外）

⑨ アシアナ航空国内線利用時10%割引提供(但し、一部路線及び一部期間は除外)

※上記に関するお問い合わせはTel82-2-1588-8000までご連絡ください。

⑩ 国立博物館文化財団割引サービスを下記のように提供します。

- 文化商品店5%割引（貴金属/書籍類を除く）国立中央博物館内文化商品店（企画展示室商品店を除く）、国立地方博物館(慶州、光州、金海、大邱、済州)、国立民俗博物館、大韓民国歴史博物館 国会内文化商品店（貴金属/書籍類を除く）

- 劇場『龍(ヨン)』企画公演 10～30%割引
- 飲食売店 10%割引（一部品目を除く）

国立中央博物館〔最上（ウットウム）、青磁（チョンジャ）、白磁（ペクジャ）、サユ売店〕、大韓民国歴史博物館〔黄土（ファント）マル〕、国立済州博物館〔キヨルル〕

※上記に関するお問い合わせはTel82-2-2077-9000 までご連絡ください。

6. ロッテホテルを除く提携ホテルにて会員に提供される特典事項は上記の内容とはそれぞれ異なり、各ホテルにおいて定められた事項に従うことを原則とします。